

## 千葉県青少年相談員設置要綱

昭和38年10月	1日	施行
昭和42年4月	1日	一部改正
昭和42年12月	1日	一部改正
昭和43年5月	1日	一部改正
昭和55年10月	1日	一部改正
平成4年10月	1日	一部改正
平成12年11月	1日	一部改正
平成16年4月	1日	一部改正
平成21年7月	1日	一部改正
平成24年3月19日		一部改正
平成28年4月	1日	一部改正

### 1. 趣 旨

明るい未来の建設は、青少年の健全なエネルギーに期待しなければならない。青少年期は、将来、社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であるので、家庭・学校・地域社会での適切な対応が望まれる。

このためには、社会共同の連帯意識のもとで県民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動にあたる必要があるので、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、共に行動する青少年相談員を設け、その地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するものとする。

### 2. 名 称

千葉県青少年相談員（以下「相談員」という。）と称する。

### 3. 任 務

青少年相談員の任務は次のとおりとする。

- ア スポーツ、野外活動等を通じた体験学習等の促進を図る。
- イ 地域住民の青少年の健全育成に対する理解を深め、その啓発を図る。
- ウ 青少年が心身ともに健やかに育成されるよう社会環境浄化の促進を図る。
- エ 青少年の相談に応じ、助言指導に当たる。
- オ 各種青少年団体との連携、強化を図る。
- カ その他上記に附帯する事業

### 4. 対象者

おおむね小学校就学時より18歳までのものとする。

### 5. 活動区域

相談員の活動区域は、推薦者の指定する小学校区域とする。ただし、

相談員の活動の実情に応じ、他の小学校区域又は他市町村の区域において活動することを妨げない。

## 6. 任 期

相談員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

## 7. 委 嘱

### (1) 市町村長の推薦

相談員は、有志活動者として下記に掲げる選考の基準に該当する者に対し、市町村長の推薦に基づいて、知事が委嘱する。

### (2) 選考の基準等

ア 選考の基準は、青少年の健全育成に熱意を有し、行動力があり次の要件を備えるものであること。

(ア) 広く青少年の実情に通じ愛情と理解をもち、青少年と一体となって活動できる者

(イ) 青少年及び家族の心理を理解し、その相談に応ずることのできる資質を有する者

(ウ) 社会的に信望があり、関係各機関・団体と円滑に連携を保つことのできる能力のある者

(エ) 年齢は委嘱時に20歳以上55歳以下とする。

イ 選考にあたっては、相談員の3割以上が女性となるように努めるものとする。

## 8. 定 員

相談員の定数は、知事が別に定める。

## 9. 研 修

相談員の研修、計画については、県において別途定める。

## 10. 市町村長の委嘱

相談員がその地域にあって市町村と緊密なる連携を保持しつつ行動を行うため、この相談員に対し市町村長も委嘱するよう奨励する。

## 11. 解 嘱

委嘱後において、青少年相談員としてふさわしくない行為があったとき、あるいは、同行為があったことが判明したとき、又は、青少年相談員活動の継続に困難な事由が発生したときは、委嘱を解くことができるものとする。

## 12. その他

知事は市町村長の推薦する相談員のほかに、教職員並びに青少年を雇用する企業の職員の中から相談員を委嘱することができる。この場合は、特に委嘱した相談員の活動区域を管轄する市町村長に通知し、あわせて地域推薦の相談員と協力して活動できる体制として前項を奨励する。